

岐阜県公報

第千九百一十一号
平成二十年一月十一日

(金曜日)

目次

告示

農業振興地域の指定に関する告示の一部改正

(農業振興課)

二二

第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更

(水産課)

二二

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課)

二二

保安林の指定施業要件を変更とする予定である旨の通知

(同)

二三

都市計画の変更

(都市政策課)

二四

中津川都市計画下水道事業の変更認可

(下水道課)

二四

保安林の指定解除予定

(岐阜農林事務所)

二四

内水面漁場管理委員会告示

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示

(内水面漁場管理委員会)

二五

水産動物の採捕の禁止の指示

(同)

二五

第五種共同漁業権の免許に係る平成二十年度魚種別増殖方

(同)

二六

法及び指示数量

(同)

二六

公示

落札者等に関する公示

(情報企画課)

一九

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課)

二〇

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課)

二一

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同)

二二

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地計画課)

二三

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る

(同)

二三

概要等

(同)

二三

県営土地改良事業の換地計画の決定
土地改良事業の工事の完了
利便性係数の決定

(同) 二三
(同) 二三
(公共建築住宅課) 二三

告示

岐阜県告示第十号

農業振興地域の指定に関する告示（昭和四十九年岐阜県告示第九十六号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

三 大垣地域の部を次のように改める。

三 大垣地域

大垣市の区域のうち、別図の青色で着色した区域

（「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政振興課及び西濃農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

岐阜県告示第十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	変更の内容			遊漁規則施行の日
美山漁業協同組合 岐阜市谷合 一三五八番 地の一	内共第九号 内共第二十一号	一 友釣り専用区の新設	区域	期間	漁具・漁法
			武儀川支流神崎川の神崎の清流橋から下流へ三五〇メートルまでの区域	鮎の解禁日から九月十日正午まで	友釣り
			武儀川支流神崎川の片原の片原キヤ		
					平成二〇一・一

二 遊漁料の額の変更		魚種		漁具・漁法		額	
あゆ		あゆ		手釣り・竿釣り		年七、〇〇〇円	
雑魚		雑魚		手釣り・竿釣り		年四、〇〇〇円	
雑魚		雑魚		日一、五〇〇円			
三 現場加算料の額の変更		魚種		額			
あゆ		あゆ		一、〇〇〇円			
雑魚		雑魚		一、〇〇〇円			
四 減免対象者の現場加算料の額の変更		区分		魚種		額	
心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者、七十歳以上の者）		あゆ		雑魚		一、〇〇〇円	
		雑魚		雑魚		一、〇〇〇円	

岐阜県告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市串原字中山三九一四の一〇二から三九一四の一〇六まで、三九一四の一〇八から三九一四の一〇一〇まで、三九一四の一〇一一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町戸入字洲合二三四の四六、二三四の四七、二三五の二八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

土岐市泉町河合字根ノ上二二三の六、一一三三の二二、駄知町字五反二五四の三〇、曾木町字川谷二五九〇の一、二五九一の一、鶴里町柿野字向島二〇二四の三四

字坂下二八二二の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類

大垣都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

岐阜県告示第十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画道路

三・五・三十三号 寺内長松線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課、大垣市都市計画部都市計画課及び垂井町建設課

岐阜県告示第十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により中津川都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

中津川市

二 都市計画事業の種類及び名称

中津川都市計画下水道事業 中津川市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年三月三十日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所
岐阜市大字三田洞字百々ヶ洞一七六(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 解除の理由
無線施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県岐阜農林事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十四条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり決定したので告示する。

平成二十年一月十一日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 太 田 嘉 俊

一 指示の内容

(一) 持ち出しの禁止

公共水面において、コイ(マコイ及びニシキコイ)がコイヘルペスウイルス病にかかっている場合は、コイヘルペスウイルス保有状況の検査をする場合、コイヘルペスウイルス病まん延防止のための駆除をする場合、食用に供する場合及び内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

なお、当該公共水面の範囲については、内水面漁場管理委員会が定め、三で示すものの他、別途公表するものとする。

(二) 放流等の制限

PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)により、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイでなければ、県内の公共水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した場所に放流する場合は、この限りでない。

二 指示の期間

平成二十年一月一日から平成二十年十二月三十一日まで

三 コイの持ち出しを禁止する公共水面の範囲

(一) 揖斐川(牧田川合流点から下流の本川)並びに同支川のうち津屋川、大樽川、杭瀬川、相川、東川、五日市川、水門川、新川及びこれらの河川に接続する水路・ため池

(二) 長良川(板取川合流点から下流の本川)並びに同支川のうち伊自良川、早田川、新堀川、天神川、正木川、境川、新荒田川、犀川、天王川、吉田川、荒田川、糸貫川及びこれらの河川に接続する水路・ため池

(三) 木曾川(付知川合流点から下流の笠置ダムまでの間、兼山ダムから下流の今渡ダムまでの間)、同支川のうち新境川及びこれに接続する水路・ため池並びに飛驒川(上麻生ダムから下流の本川)

(四) 神通川水系宮川(荒城川合流点から坂上ダムまでの間)並びに同支川のうち高原川、荒城川及びこれらの河川に接続する水路・ため池

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十四条第四項の規定により、次のとおり指示したので告示する。

平成二十年一月十一日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 太 田 嘉 俊

指示の内容

揖斐川上流部の水産資源の繁殖保護を図るため、次のとおり水産動物の採捕を禁止する。

採捕禁止区域	揖斐川町塚地内の才谷合流点から上流の揖斐川及びその支派川並びに同町門入地内の黒谷合流点から上流の揖斐川支流西谷、黒谷及びその支派川
採捕禁止期間	平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで
採捕禁止魚種	全魚種

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第三号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百三十条第三項の規定により、第五種共同漁業種の免許に係る平成二十年魚種別増殖方法及び指示数量を次のとおり定めた。
 平成二十年一月十一日

岐阜県内水面漁場管理委員会
 会長 大田 嘉 俊

平成20年度魚種別増殖方法及び指示数量

漁業種番号	増殖方法	魚種	種苗			放流 (kg)			人工ふ化 (万粒)			産卵場造成 (箇所)					
			おゆ	あまご、やまめ	銀毛型にあまごす	いわな	ふな	うなぎ	なます	もくすか(尾)	あゆ卵	わかさぎ卵	うぐい、おいかわ	もろこ	あじめ	かじか	よしの
内第2号 共号	大江川 (全域)	海津市				340	60	30				3					
内第3号 共号	中江川 (全域)	海津市				60	40	10					2				
内第4号 共号	揖斐川 (今尾橋から下流)	養老郡、海津市			160	1,020	140	40				3					
内第5号 共号	揖斐川 (今尾橋～根尾川との合流点)	西濃水産	1,140		80	1,210	95	100	2,500	2,000		6					
内第6号 共号	牧田川 (高田橋から上流)	牧田川	330		70		20					3					
内第7号 共号	根尾川 (全域)	根尾川筋	7,040		600	50	130	10				5					
内第8号 共号	揖斐川 (根尾川との合流点～西平えん堤)	揖斐川中部	2,300		200	60	30					4					
内第9号 共号	揖斐川 (旧久瀬村)、日坂川	揖斐川久瀬	180		70	2	5					3					
内第10号 共号	揖斐川 (旧藤橋村)、坂内川	揖斐川上流	1,360		310	2	3					3					
内第11号 共号	長良川 (大藪大橋から下流)	海津市、木曾川、長良川下流			210	200	70	120				1					

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年十二月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ケアバレット
- 三代 表 者 の 氏 名 今井佐登美
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市萩原町萩原一四二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、「私の健康」をテーマに地域の人々が、生命の質、生活の質を維持増進しより生きがいのある生活を送るための在宅支援に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会作りと、保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年十二月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人風庵
- 三代 表 者 の 氏 名 久野 文字
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県安八郡神戸町大字加納二一六番地の二

五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県内の要支援者に対して身体及び精神的支援活動事業を行い、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年十二月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アグリ・チャレンジさかうち
- 三代 表 者 の 氏 名 山口 信義
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町坂内広瀬三〇六番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、坂内村を中心とした周辺地域に対して、農山村の食文化等を通じて都市と山村の交流、福祉の増進、青少年の健全育成、環境の保全などの実践に関する事業を行い、中山間地域における地域資源を活用したまちづくりを進め、これを情報発信することにより誇りをもち、心豊かで安心して支え合うことのできる新たなシステムづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十二月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アガベケアセンター土岐
- 三 代表者の氏名 栗崎 暁枝
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県土岐市泉池ノ上町一丁目一―番地二号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、次の目的をもって事業を行うものとする。

知的障害者が、家族や収容施設に入居しながらの、社会人としての自立生活を営むためには、各人の自立や基本的な人権から考えて極めて困難であり、この状況を同じくする者が、一般社会の協力を得て、4から5名のグループを作り、地域社会の中で、キリスト教精神に基づいて、幸いな日常生活を営むことが望ましい自立生活を確保できるものと考え、知的障害者自立共同ホーム（グループホーム）を形成して、かかる活動を実現しようとするものである。又、グループホーム入居者、非入居者を問わず、介護・介助者・地域近隣の人達による支援を受け、一社会人としての自立生活を営み、広くノーマライゼーション社会を形成していくことが当団体の法人設立の目的である。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年一月十一日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成十九年十二月二十一日
- 二 届出者の氏名又は名称 ユニ―株式会社
- 三 建物の名称及び所在地 ユニ―瑞浪店

岐阜県瑞浪市薬師町二丁目七二番地 外
変更しようとする事項

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前十時（年間三日は午前九時）

（変更後）午前九時

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前）午後八時

（変更後）午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三〇分～午後八時三〇分（年間三日は午前八時三〇分～午後八時三〇分）

（変更後）午後八時三〇分～午後九時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年一月十一日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年十二月二十一日

二 届出者の氏名又は名称

大和リース株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲオ高山店・西松屋チエーン高山店

高山市昭和町三丁目三八 一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 大和工商リース株式会社

(変更後) 大和リース株式会社

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年一月十一日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

バロー苗木ショッピングセンター

中津川市苗木柳ノ木四八八一 一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示

する。

なお、その意見書は平成二十年一月十一日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド瑞浪店

瑞浪市土岐町字立町六九五八 一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
輪之内南部地区	輪之内町役場	平成二〇・一一・一一から 二・一二まで

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を美濃加茂市長と協議したいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
山之上地区	美濃加茂市役所	平成二〇・ 一一・一一から 二一・一二まで

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業恵北地区本郷工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用
する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に
供する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十年一月十一日から
同 年二月十二日まで

二 縦覧場所

中津川市役所

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業恵北地区見佐島工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準
用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧
に供する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十年一月十一日から
同 年二月十二日まで

二 縦覧場所

中津川市役所

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九
十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営中山間地域農村活 性化総合整備事業	小坂地区無数原工区	平成一七・三・二五
	小坂地区郷石原工区	平成一七・三・二五
	小坂地区坂下工区	平成一七・一〇・七
	小坂地区稻倉工区	平成一七・一〇・七
	小坂地区松原工区	平成一七・三・二五
	小坂地区彦七垣内工区	平成一七・一〇・七
	小坂地区中重工区	平成一七・三・二五

利便性係数の決定

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項第四号の規定によ
る利便性係数を次のように決定し、平成二十年度から適用するので、岐阜県営住宅条
例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）第五条第一項の規定により公示する。

平成二十年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	位 置	棟 番 号	利便性係数
白木町住宅	岐阜市	A〇	一・〇〇〇
近の島住宅	岐阜市	A〇からA十五まで	〇・九九〇
加野住宅	岐阜市	H一からH十六まで	〇・八四〇
田神住宅	岐阜市	F一からF七まで	〇・九四〇
夕陽ヶ丘住宅	岐阜市	A〇	〇・八六五
藤江住宅	大垣市	F一からF六まで、G一及びG二	〇・九六五
荒崎住宅	大垣市	A一からA九まで	〇・八九〇
赤保木住宅	高山市	A一からA四まで	〇・九一五
旭ヶ丘住宅	多治見市	A一からA十六まで及びB一	〇・九一五
泉北住宅	土岐市	A一からA八まで及びB一	〇・九四〇
尾崎住宅	各務原市	A一からA二十まで及びB一からB十まで C五、C六及びC九	〇・九九〇
宮代住宅	不破郡垂井町	A一からA六まで	〇・九一五
北方住宅	本巣郡北方町	A十九からA二十九まで、B一からB十四まで及びE一 A二、A四及びS一からS四まで	〇・九六五 一・〇〇〇

平成二十年一月十一日印刷
平成二十年一月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)